



## STEP BY STEP

### 声を上げつづけよう！

誤嚥性肺炎のため石川一雄さんがご逝去されました。念願だった事実調べは一度も行われないうままでした。悔しいお気持ちでいっぱいだったと思います。謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。石川さんについては、この後のコラムで触れたいと思います。

国会議員の過半数を占める「えん罪犠牲者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が議員立法で再審法改正を実現させる寸前までに来たかと思いきや、法制審での審議が始まってしまいました。再審制度の長期化という課題を解決するためにも必要と言われる再審法改正までの道のりを更に長く引き伸ばそうとしているのが法務省です。彼らが国民である冤罪当事者を見ていないことは明らか。冤罪に巻き込まれた冤罪犠牲者が奪われた時間、若さ、自由、人生、そして人権を考えたら、速やかに法改正を進めるのが道理です。

事件発生から無罪をつかむまで58年かかった袴田巖さん。再審開始決定を聞くことができなかった石川一雄さん。三度も再審開始決定が出ていながら、三度も検察の不服申し立てに泣かされ、それでも「あたいはやっちょらん」と叫ぶ原口アヤ子さんは6月で98才。獄死した奥西勝さんに代わって再審請求を続ける妹の岡美代子さん。彼女も既に95才。どうしてこんなに酷いことが続くのか。再審法にきちんとした規定がないため、裁判官は任期中、向き合いたくない裁判に背を向ける（スルーする）ことが可能になっているのです。

再審請求を受け取ったら〇ヶ月以内に審理を開始しなくてはいけない。△ヶ月以内に事実調べをしなくてはいけない、と細かく規定されていれば上に挙げたような悲劇は起こりません。ドイツでは50年以上も前から再審開始決定に検察による不服申し立てを禁止しています。台湾では証拠は第三者委員会が管理し、容疑者自身が証拠を閲覧できます。アメリカでは検察内部にCIU/CRUという（検察の起訴が正しかったか検証する）部門が配置されています。

では日本は？ 周回遅れ。中世並みの司法制度と嘲笑されています。私たちはもっと声を上げて良いはずです。私たちがこの国の主権者です。これまでにない大きな声を上げれば法務省も無視はできません。（事務局/なつし聡）

### 【狭山事件】石川一雄さんを失った私たちがふたたび立ち上がるために

間に合わなかった。3月11日、石川一雄さんが「殺人犯」の汚名を被ったまま逝ってしまった。奇しくも61年前に死刑判決を下された同じ日に。冤罪によって人生を奪われ、61年かけて死刑執行されたといっても過言ではない。元気な頃の石川さんは、百歳まで生きて無罪を勝ちとったらやりたいことを語っていた。部落差別によって教育を奪われた石川さんの願いである夜間中学に行くこと。動物が好きなのでケニアに触れあいに行くこと。何よりご両親のお墓参り。しかしコロナ禍以降特にここ2、3年は目に見えて体力が衰え、加えて遅々として進まない事実調べに「このままでは死んでも死にきれない」と語るようになっていた。2年前に詠んだ短歌に胸がしめつけられる。



追悼スタンディングで多くの人が石川さんに献花

吾が黄泉は 遠方であらず 悟れども 冤罪晴れず 天に逝けずや

4月16日の追悼集会で、鴨志田祐美さん（日弁連再審法改正推進室長）が弔辞で「再審法改正が間に合わずに、本当に申し訳ありませんでした」と遺影に深々と頭を下げられたのが印象的だった。冤罪救済の法の不備による犠牲を目の当たりにして、誠実な鴨志田さんの想いの表

れであろう。

再審法の不備が狭山事件にどのような影響を与えたのか、見ていきたい。1977年8月、最高裁で上告が棄却され、無期懲役刑が確定した。2週間後には第1次再審を申し立てている。棄却→異議申し立て棄却→特別抗告とも棄却。86年8月に第2次スタート。05年3月に特別抗告棄却で終了した。第1次2次合せて、ただの一度も協議もせずに28年間放置し続けたあげくの棄却である。第3次が始まったのが06年5月である。それまでと大きく違うのが09年に三者協議が初めて開かれたことだ。当時の門野博裁判長が8項目の証拠開示勧告を出した。翌年8項目のうち5項目、36点の証拠開示。逮捕当日の上申書、取り調べ録音テープなどが実に47年ぶりに開示された。その後開示された証拠から、被害者の物とされた万年筆がねつ造されたことも明らかになった。しかし残りの証拠の多くは今も隠されたままだ。特に殺害現場とされた場所のルミノール反応検査結果（血液痕の反応の有無）等の重要証拠は「不見当」（見当たらないという意味）を繰り返している。証拠調べも遅々として進まない状況で19年が経過しようとしていた。ここへきてようやく近々事実調べの決定がなされるのではと予想される最中の石川さん急逝であった。

3月17日、家令裁判長が「請求者死亡につき打ち切る」と発表し、第3次は終了した。第1次申立てから実に48年、たった一つの証拠も、たった一人の証人さえも調べることなく終了。しかも「受継」の規定がないため、遺族は再審を引き継げないという。この受け入れがたい現実、再審法の不備に依るところが大きい。少なくとも手続き規定と証拠開示のルールがあれば、再審開始は時間の問題であったろう。

#### 【当事者は蚊帳の外】

加えて、石川さんは当事者でありながら、三者協議には参加できなかった。加えて検察も裁判所も当時のことは知らない。弁護団でも通常審からの関りをもつのは中山武敏さんなどに限られる。そのような「事件当時を知らない者だけで」協議が進められていくのを何十年も外から見るとできない状況は、歯噛みする思いであっただろう。しかし布川事件の桜井昌司さん、杉山卓男さんは三者協議に出ていたという。再審請求審が非公開であることも含め、進行のルールがまったくないため、裁判長の裁量にゆだねられるためだ。この「裁判官ガチャ」を克服するためには市民の目が必要で、再審請求審を公開にすることも課題である。現状では死後再審はさらにハードルが高い。再審無罪となったのは徳島ラジオ商事件のみである。現在最高裁に係属中の日野町事件の開始決定が確定すれば2件目となるが、未だにこれだけなのだ。要因の一つとして請求権が遺族に限られることだろう。遺族がいたとしてもたいへんな労力を伴うのだから、あきらめるケースも多く、遺族がいない事件では永遠に闇に葬られるのだ。請求権拡大も必要である。

冤罪という国家のむき出しの暴力を前に私たちはどうしたらよいのか。憲法が保障した「個人の尊厳」が守られるためには、人が支配する法廷から、法が支配する法廷に変えなければならない。そのための再審法改正は喫緊の課題である。最後に今後について記しておこう。4月4日に妻の早智子さんが第4次再審請求を申立てた。第3次で提出した新証拠はすべて使えるため、全くのゼロからのスタートというわけではなさそうだ。そうはいっても早智子さんは78歳で、お二人に子供はいない。石川さんの雪冤は一刻もはやく果たさなければならない。（事務局 野島美香）

### 「再審無罪をつかむまで」～第3話「闘い続けるには」（最終回）

冤罪事件は、無実の人間を罪人として扱い、名誉を傷つける問題であり、社会全体でその名誉回復に取り組む責任があります。しかし、多くの方が気付いていない障害が存在します。

この問題を理解するために、事件の発生を湖に大岩が落ちる状況に例えます。静かな湖に大岩が落ちると、湖に住む魚や虫たちは大混乱に陥りますが、時間が経つにつれて



## ■編集後記■

既に何度かお知らせしていますが、冤罪犠牲者の会は今年で6年目を迎えました。それを記念して総会の代わりとなる「6周年記念冊子」を制作しようと思っています。冤罪犠牲者の会に入って、冤罪の世界を知って、気がついたこと、気になったこと、勉強になったこと、やりたいこと・・・など、何でもOK。皆様のコメントを募集しています。文字数の目安は25文字以上、100文字まで。どうしても言いたいことがある！ という場合はもっと長いのもOK！ コメントの最後に「〇〇県/小林イチロー」などのお名前も添えてください。匿名希望の方はペンネーム、または匿名希望とお書きください。

送り先は、メールの場合は [satoshinatsushi@gmail.com](mailto:satoshinatsushi@gmail.com) まで、手紙またはハガキの場合は188-0014 西東京市芝久保町5-10-40-1F フリーボード・カルチャー教室 冤罪犠牲者の会へお送りください。手書きのコメントはスキャンして、そのまま印刷することを計画しています。6月末日締め切りとさせていただきます。どしどしご応募ください。

(事務局長/なつし聡)

## ■ ■ 冤罪犠牲者の会は当会の主旨に賛同していただける仲間を集めています！ ■ ■

「冤罪犠牲者の会」が結成されたのが2019年3月2日。お陰様で少しずつ会員が増え、現在、270名を超えました。冤罪に巻き込まれてしまい、闘っている人、再審を目指している人、無罪を勝ち取った人が約50名、獄中で無実を叫んでいる人が約30名、近親者・支援者が約190名で構成されています。冤罪撲滅に力を貸して下さる方を募集中です。冤罪に関心をお持ちの方がお近くにいらっしゃったら是非、声をかけてあげてください。

年会費:個人会員(正会員)2000円

### 「冤罪犠牲者の会」の口座

◎現金払込・ゆうちょ間送金の場合

記号番号 00150-7-515181

口座名称 冤罪犠牲者の会

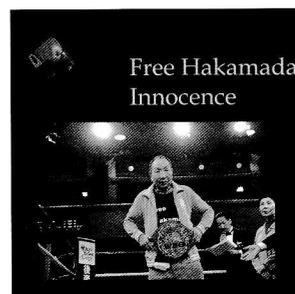
◎他行からの送金の場合

金融機関 ゆうちょ銀行(金融機関コード 9900)

支店 〇一八店(ゼロイチハチ店) 店番 018

預金種目 普通 口座番号 9884160

口座名義 エンザイギセイシヤノカイ



### ■CD「Free Hakamada」発売中！

Amazonや全国のCDショップでご注文できます。売上は冤罪撲滅を目指す支援団体に寄付します。

◎昨年5月末で西新宿にありました桜井司法研究所は閉鎖しました。当面の連絡先は下記四角内の私書箱が当会の宛先となります。冤罪犠牲者の会の常駐スタッフはおりません。

お急ぎの場合は080-5182-3911(なつし聡)へご連絡ください。

◎PayPalでの会費納入は利用者が少ないため、今後はゆうちょ銀行への振込のみとさせていただきます。

発行：冤罪犠牲者の会

〒160-0022 新宿区新宿4-1-22 新宿コムロビル私書箱702号

<https://enzai.org/> e-mail: [info@enzai.org](mailto:info@enzai.org)

発行責任者：なつし聡